

Ⅵ 報告 神戸市しあわせの村の指定管理者の指定のうち 建設局所管分について

(令和元年度神戸市一般会計補正予算(予算第30号議案)及び指定管理者の指定の件(しあわせの村)(第122号議案))

1. 公の施設の名称 神戸市しあわせの村

建設局関係分:

屋外運動施設(陸上競技場、球技場、テニスコート、アーチェリー場等)、
温泉健康センター(体育館、プール、温泉等)、
野外活動センターあおぞら、キャンプ場、芝生広場、日本庭園 等

2. 指定管理者

公の施設の名称	指定管理者候補者
神戸市しあわせの村	神戸市北区しあわせの村1番1号 しあわせの村運営共同事業体 代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 代表理事 三木 孝 構成団体: 株式会社グリーンホスピタリティーマネジメント 株式会社ウエルネスサプライ 美津濃株式会社 公益社団法人神戸乗馬倶楽部 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社

3. 指定期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日まで

4. 債務負担行為

期間:令和元～3年度 限度額:2,499,000千円(保健福祉局分含む)

5. 2年度予定額

1,245,780千円(保健福祉局分含む)

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会

令和元年9月25日(建設局)

令和元年9月30日(保健福祉局)

7. 選定理由

神戸市しあわせの村（以下、「しあわせの村」という。）は、平成元年4月の開村後、今年度で開村30年という節目を迎えることから、今後のあり方について、施設のリニューアル等も含めた様々な観点から検討を行ってきた。

令和元年度は「神戸市しあわせの村リニューアル検討有識者会議」を設置し、これからの30年を見据え、しあわせの村が「ソーシャル・インクルージョン」実現の場となるためにソフト面・ハード面から具体的に必要とされるものは何か、リニューアルの方向性を決定した。

令和2年度以降は、リニューアルの方向性を具現化するため、新たな事業の実施や施設改修等に着手していく。

今後、大規模な施設改修等が予定されており、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び同「運用マニュアル」に定める公募の例外に該当するため、現在の指定管理者を指定管理者候補者として選定した。

〔施設概要〕

(1) 設立趣旨

神戸市民の福祉をまもる条例の理念の実現を目指し、市民福祉の高揚、福祉活動の推進、健康の増進等の事業を行い、市民福祉の総合的推進を図るために設立された。

(2) 所在地

神戸市北区しあわせの村1番1号

(3) 施設内容等

①施設内容

(建設局施設)

- ・温泉健康センター、野外活動センターあおぞら、馬事公苑、テニスコート、日本庭園、キャンプ場、トリム園地、広場、球技場

(保健福祉局施設)

- ・総合センター 本館・宿泊館、総合センター 研修館、婦人交流施設 たんぼぼの家、多目的ショートステイ施設 保養センターひよどり、神戸市シルバーカレッジ、ローンボウルス場、農園・薬草園・果樹園

②竣工時期：平成元年4月

③敷地面積：約205ha

予算第 30 号議案 令和元年度神戸市一般会計補正予算

1. 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額	財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
令和 2 年度指定管理 (しあわせの村)	令和 3 年度まで	2,499,000				259,000	2,240,000

第122号議案

指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

総合センターその他の神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）
第5条第1項に掲げる施設

2 指定管理者

神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内
しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
代表理事 三木 孝

3 指定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

理 由

神戸市しあわせの村の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。